

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 認証食品の認証 (食産業振興課) ー
- 道路の区域変更(二件) (道路課) ー
- 道路の供用開始(二件) (同 課) 二

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁教職員課) 二

教 育 委 員 会

- 宮城県立高等学校則の一部を改正する規則 三

選 挙 管 理 委 員 会

- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 五

告 示

○ 宮城県告示第八百七十二号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認 証 食 品

認証 番号	品 目	申請者 の氏名	製造業 者の名称	製造所 等の所在地

百十	ち 杵つきも	有限会社田尻もち工房 代表取締役 西大條利 津夫	有限会社田尻もち工 房ふつくら	大崎市田尻通木字中崎二五 ・五
四五十	介 くん製魚	有限会社菅原 代表取締役 菅原元	有限会社菅原	黒川郡大和町吉田字上嘉大 神東一〇・一

二 認 証 年 月 日

平成二十年八月二十二日

○ 宮城県告示第八百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考
名取市下増田字寺野一番七地先から 同市下増田字一反田七番一地先まで	前 A	一三・三丁	一八・三	一三〇・〇	一三〇・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
	後 B	一三・三丁	二六・二	一三〇・〇	一五一・五			

○ 宮城県告示第八百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡落合線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
黒川郡大衡村大衡字鑑沢二番三二地 先から 同村松の平三丁目四番一―地先まで		前 A B	二八・〇〇 五八・〇五 二八・〇〇 五四・〇五	一、四六二・〇 一、七二〇・〇 一、七二〇・〇	上記道路区域変更日は平成二十年九月一日とする。Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B			二八・〇〇 五四・〇五	一、七二〇・〇	

○宮城県告示第八百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	名取市下増田字寺野二番七地先から 同市下増田字二反田七番一―地先まで	平成二十年 九月一日

○宮城県告示第八百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度情報系ネットワーク端末賃貸借、導入設定及び保守業務 千八十六台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年八月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区五橋一丁目一番十号
- 五 落札金額 一億千九百十八万三千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年七月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県教育研修センターコンピュータシステム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 〒九八〇・〇八四五 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉三九三 宮城県教育研修センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
 - 3 2以外の者で開札時までに競争入札参加資格を取得したものであること。

県道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字鑑沢二番三二地先から 同村松の平三丁目四番一―地先まで	平成二十年 九月一日
----	-------	---	---------------

- 4 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。
- 5 本件と同等の契約を相当数締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- 6 当該機器一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 7 入札の参加を希望する者は、5及び6に掲げる事項を証する書類を平成二十年九月八日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

8 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二・二二一・三三三三三)へ平成二十年九月八日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号
宮城県教育庁教職員課管理班(担当 大内 正徳 電話〇二二・二二一・三六三三)
- 2 入札書の提出期限 平成二十年九月十九日午後五時(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時までとする。

3 開札の日時及び場所

平成二十年九月二十二日(月)午前十時 宮城県庁行政舎十二階二〇四会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に

記載すること。

- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Items/Service Required : Lease of computers and operating system (including maintenance) for the Miyagi Prefectural Education Center
- 2 Duration of Contract : From 1 October 2008 to 31 March 2012
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Education Center
- 4 Deadline for Bid : 5 : 00 p.m. 19 September 2008
- 5 Contact Person : Nobuaki Miura, Management Section, Personnel Division, Miyagi Prefectural Board of Education, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku Sendai-shi, Miyagi-ken 980-8423, Japan TEL : 022-211-3631

教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月二十九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十六号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県仙台第三高等学校の項中 「男 男」を「男 男女」に改め、同表宮城

「男 男」を「男 男女」

県宮城第一高等学校の項中

「二〇〇 二四〇」を「二〇〇 二〇〇」に改め、同表宮城県仙台南

「八〇 八〇」

「二〇〇 二〇〇」

に改め、同表宮城県仙台南

高等学校の項中「三三〇三三〇」を「二八〇三三〇」に改め、同表宮城県飯野川高等学校の

項中「

四〇	四〇
四〇	四〇

」を「

—	—
四〇	四〇

」に改め、同表宮城県塩釜高等学校の項中

「一六〇一六〇一六〇」を「二二〇一六〇一六〇」に改め、同表宮城県農業高等学校の項を次のように改める。

宮城県農業高等学校	農業科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
	園芸科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
	農業機械科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
	食品化学科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
生活科	三年	男女	四〇	四〇	四〇	

別表第一一号の表宮城県角田高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表宮城県登

米高等学校の項中「

八〇

」を「

四〇

」に改め、同表宮城県上沼高等学校の項中

「

八〇
八〇

」を「

四〇
八〇
八〇

」に改め、同表宮城県築館高等学校の

項中「

二四〇
二四〇
二四〇

」を「

二〇〇
二四〇
二四〇

」に改め、同表宮城県若ヶ崎高等

学校の項を次のように改める。

宮城県若ヶ崎高等学校	普通科	三年	男女	一一〇	一一〇	一一〇
	創造工学科	三年	男女	四〇	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

別表第一一号の表宮城県鶯沢工業高等学校の項中

「

四〇	四〇
四〇	四〇

」を「

四〇	四〇
四〇	四〇

」に改め、同表宮城県岩出山高等学校の項中

「

—	—
四〇	四〇

」を「

四〇	四〇
四〇	四〇

」に改め、同表宮城県岩出山高等学校の項中

「一六〇一六〇一六〇」を「二二〇一六〇一六〇」に改め、同表宮城県田尻高等学校の

項中「

四〇	八〇
四〇	八〇

」を「

—	—
四〇	八〇

」に改め、同表宮城県柴田農林高等学校の項中

「

八〇

」を「

四〇

」に改め、同表宮城県柴田高等学校の項中

「

八〇
八〇

」を「

四〇
八〇

」に改め、同表宮城県黒川高等学校の項を次のように改

宮城県黒川高等学校	普通科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
	電子機械科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
	農業経営科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
	土木科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

別表第一一号の表宮城県中新田高等学校の項中「

八〇
八〇

」を「

八〇
八〇
八〇

」に改める。

「

一一〇
八〇

」を「

八〇
八〇
八〇

」に改める。

別表第一一号の表宮城県宮城第一高等学校の項中「

二〇〇
二〇〇

」を「

二〇〇
—
—

」に改め、同表宮城県伊具高等学校の項中

「

八〇	二〇〇
八〇	二〇〇

」を「

—	—
—	—

」に改め、同表宮城県本吉響高等学校

の項中「

一六〇
一六〇

」を「

一一〇
一六〇
一六〇

」に改め、同表宮城県本吉響高等学校

の項中「

一六〇
一六〇

」を「

一一〇
一六〇
一六〇

」に改める。

別表第一一号の表宮城県白石高等学校の項中「

—
四〇

」を「

—
—

」に改

め、同表宮城県大河原商業高等学校の項中、

八〇

を、

八〇

に改める。

別表第二第二号の表宮城県田尻さくら高等学校の項中

八〇	四〇
----	----

を

八〇	八〇
四〇	四〇

に改める。

附 則

(施行期日)

一 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

二 改正後の宮城県仙台第三高等学校の項の男女の欄の規定の適用については、第二学年の収容定員にかかるとは平成二十二年四月一日から、第三学年の収容定員にかかるとは平成二十三年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一公立黒川病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院 同 郡富谷町成田一丁目三番一号

附 則

この告示は、平成二十年八月二十九日から施行する。